

岐阜市自動車駐車場 指定管理者募集要項

令和3年7月

岐阜市都市建設部都市計画課

目 次

- 1 募集の趣旨
- 2 基本的な運営方針
- 3 応募資格
- 4 指定期間
- 5 施設の概要
- 6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等
- 7 指定管理に関する経費
- 8 指定管理者の審査・選定の方法
- 9 協定書の締結
- 10 指定までのスケジュール
- 11 説明会・現地説明会
- 12 応募手続等
- 13 問い合わせ先及び書類の提出先

<参考資料>

1 募集の趣旨

道路交通の円滑化を図り、市民の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを設置目的とする岐阜市金公園地下駐車場、岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー43地下駐車場（以下、「岐阜市金公園地下駐車場」を「金公園地下駐車場」、「岐阜市駅西駐車場」を「駅西駐車場」、「岐阜シティ・タワー43地下駐車場」を「シティ・タワー43地下駐車場」、上記三駐車場を「駐車場」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市駐車場条例（以下、「条例」という。）第3条の規定に基づき、施設の設置目的を効率的、効果的に達成できる指定管理者をそれぞれ募集します。

平成15年6月の地方自治法の改正により導入されました指定管理者制度は、岐阜市議会の議決を経て、岐阜市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

2 基本的な運営方針

本施設の管理運営にあたって、指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、施設及び設備の維持管理等を確実にこなすことが必要となります。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (8) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (9) 市税等の滞納がない団体であること。

※コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

- ①複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ②コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ③法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- ④構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式 4 から 6 までの書類の提出が必要です。
- ⑥上記（1）及び（3）～（9）については、コンソーシアムの構成員がすべて満たすものとします。
- ⑦上記（2）については、コンソーシアムの代表構成員は必ず満たすものとします。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

5 駐車場の概要（資料1「施設概要」参照）

上記駐車場のうち、金公園地下駐車場は単独で、駅西駐車場とシティ・タワー43地下駐車場は、構造上、同じ入口、出口を利用するため一体管理が必要なことから、一括して指定管理者を募集します。

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等（詳細は、資料2「仕様書」を参照）

（1）管理運営形態

本施設は、市が支払う委託料により管理運営していただきます。

施設の「使用料」は、条例第8条に金額が定められており、市に納入していただきます。

駐車場名称	金公園地下駐車場			駅西駐車場 シティ・タワー43地下駐車場		
	普通駐車料金	30分毎 150円 1時間30分を超え 3時間まで 600円 3時間を超え16時間まで 600円に30分までごとに 150円を加算した額			4時間まで 30分毎 150円 4時間超24時間まで 1,200円	
夜間駐車料金	1泊 1,200円			なし		
定期駐車券料金	平日	1月	14,660円	平日	1月	17,800円
		3月	41,780円			
		6月	74,760円			
	全日	1月	18,850円	全日	1月	22,000円

		3月	53,720円				
		6月	96,130円				
回数駐車券料金		<u>150円券</u>		<u>150円券</u>			
		22片:	3,140円	22片:	3,140円		
		100片:	12,570円	100片:	12,570円		
		200片:	23,570円	200片:	23,570円		
				2,000片:	220,000円		
		<u>300円券</u>		<u>300円券</u>			
		11片:	3,140円	11片:	3,140円		
		50片:	12,570円	50片:	12,570円		
		100片:	23,570円	100片:	23,570円		
				1,000片:	220,000円		
		10,000片:	1,885,710円				
		<u>1,200円券</u>		<u>1,200円券</u>			
				13片:	12,570円		

(2) 管理基準

① 供用時間、取扱時間

駐車場の供用時間は、条例第7条の規定に基づき、次のとおりとします。

駐車場名称	金公園地下駐車場	駅西駐車場 シティ・タワー43地下駐車場
供用時間	0:00~24:00	0:00~24:00

このうち、金公園地下駐車場の取扱時間（入場、出場可能な時間）は7:00~23:00 までとし、その他の駐車場は、0:00~24:00 とします。

② 休業日

駐車場は年中無休とします。

③ 駐車対象車両

駐車場を利用できる自動車は、条例第11条の規定に基づき次のとおりとします。

・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち

1) 普通自動車に属する乗用自動車

2) 小型自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車

3) 軽自動車に属する乗用自動車、貨物自動車及び乗用貨物自動車とし、二輪車は除きます。

駐車場名称	金公園地下駐車場	駅西駐車場 シティ・タワー43地下駐車場
車両制限 (最大値)	長さ 幅 高さ 5.0m×2.0m×2.1m	【自走式】 長さ 幅 高さ 5.0m×2.0m×2.1m
		【機械式】(駅西駐車場のみ) 長さ 幅 高さ 車量 5.0m×1.8m×2.0m×2.3 t

④ 個人情報等の取扱い・情報公開の推進

管理運営の際に知り得た個人情報等については岐阜市個人情報保護条例・同施行規則に基づき取扱いに十分注意し職員に周知徹底を図ってください。それ以外のものについては岐阜市情報公開条例・同施行規則に基づき積極的に情報公開に努めてください。（特記仕様書参照）

なお、個人情報の漏えい等の行為には、岐阜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

⑤ 目的外使用の基準

指定管理者は、目的外使用の許可を行うことはできません。

⑥ 災害発生時の指定管理者の対応について

- ・ 駐車場は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されておきませんが、地下施設への浸水対策に十分配慮するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害（以下、「災害」という。）が発生した時は、市と協議し施設利用者及び自主避難者の受け入れに協力してください。
- ・ 災害が発生した時は、施設及び周辺の状態を把握し市に報告してください。
- ・ 災害が発生した時は、施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めてください。

⑦ 環境への配慮について

指定管理者は、施設の管理運営に当たり省エネルギーやリサイクルなど、十分な環境への配慮を行ってください。

（3）業務の範囲（指定管理業務）

① 経営管理業務

- ・ 企画、事業計画の策定
- ・ モニタリング
- ・ 市及び関係機関との連絡調整
- ・ 報告書の作成
- ・ 自己評価
- ・ 新旧の施設管理者との引継

② 施設運営業務

- ・ 駐車場の供用及び制限
- ・ 使用管理
- ・ 駐車料金の徴収及び減免の受付
- ・ 広報、営業活動

③ 維持管理業務

- ・ 施設及び設備などの保守・点検
- ・ 保安警備

④ その他

- ・ 施設の管理上又は施設の設置目的を最大限に発揮するために、必要な業務

（4）権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

（5）業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

（6）自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれていない事業でも、施設の設置目的の範囲内であれば、指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の負担で事業を実施していただき、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。なお、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(7) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、次のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消または業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

このうち No.11の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は、全ての指

定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。なお、下表に示す自動車管理者賠償責任保険及び動産総合保険と同等以上の保険には加入するものとする。

<自動車管理者賠償責任保険及び動産総合保険>

種類	賠償責任保険	動産総合保険
保険金額	身体賠償（施設・昇降機） 1名につき1億円 1事故につき1億円 財物賠償（自動車管理） 1事故につき2億円 使用不能損害3000万円	精算機 100万円 現金 200万円
対象範囲	管理上の瑕疵、過失 施設の瑕疵	保管中及び輸送中の事故 盗難を対象

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※ 補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(8) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
 - ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
 - ・募集要項の応募資格に不適合となったとき。
 - ・経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(9) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消を行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行なうこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は、資料2「仕様書」を参照）

(1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

＜金公園地下駐車場＞

年度（令和）	4	5	6	7	8
上限額 （千円・税込）	40,290	40,693	40,290	40,290	40,693
うち電気料金額	4,044				

＜駅西駐車場、シティ・タワー43地下駐車場＞

年度（令和）		4	5	6	7	8
上限額 （千円・税込）	駅西駐車場	76,068	76,932	76,098	76,058	76,932
	うち電気料金額	15,085				
	シティ・タワー43地下駐車場	23,817	23,817	23,817	23,817	23,817
	うち電気料金額	3,125				
	合計	99,885	100,749	99,915	99,875	100,749

※消費税及び地方消費税の税率は10%

※事業費の積算内訳は、資料3「積算内訳」を参照

(3) 指定期間中の各年度の委託料は応募者の提案した委託料の額（※）とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。

※本施設は電力入札等によって経費削減が期待できる高圧電力施設です。電気料金の積算にあたっては、応募者が入札等を実施した場合の予定額をふまえ提案してください。なお、供給電気方式や予定使用量等については別紙「電気需給仕様書」等を参照してください。

(4) 委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を求めることがあります。

(5) 施設の利用料金（使用料）は市の歳入となります。

(6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入（収入）となります。（自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。）

(7) 委託料は、原則として通常払いとし月毎に支払います。

(8) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(9) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設（以下、「施設」という。）は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

（3）審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、選外であった応募団体は、団体名は公表しません。

（4）選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目	適・否	
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。 ※コンソーシアムの代表構成員は必ず満たすこと。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募者もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安

全性」、「貢献性」の観点から、原則ヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は100点を満点とし、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

区分	配点	選定基準	評価項目	採点結果
公平性 透明性	10	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	25	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
効率性	25	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
			電気料金に関する提案	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	

安定性 安全性	30	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
			経営基盤の安定性	
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、グループの安定性	
			グループ応募（コンソーシアム）の場合、役割分担及びリスク分担などの確実性及び妥当性	
			その他応募者の提案によるもの	
小 計				
貢献性	10	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他応募者の提案によるもの	
			小 計	
合 計				

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 募集要項の公表・配布 | 令和3年7月1日(木)～ |
| (2) 説明会・現地見学会の開催 | 令和3年7月20日(火)、21日(水) |
| (3) 質問受付期間 | 令和3年7月28日(水)～令和3年8月6日(金) |
| (4) 申請書受付期間 | 令和3年7月28日(水)～令和3年8月27日(金) |
| (5) 第1次審査（資格審査等） | 令和3年9月上旬～令和3年9月中旬 |
| (6) 第2次審査（提案内容等の審査） | 令和3年10月上旬～令和3年10月中旬 |
| (7) 選定結果の通知・公表 | 令和3年11月中旬頃 |
| (8) 市議会へ指定議案・債務負担行為予算案を提出 | 令和3年11月下旬頃 |
| (9) 指定の通知 | 令和3年12月中旬頃 |
| (10) 協定書の締結 | 令和4年1月頃 |
| (11) 事務引継・トレーニング | 令和4年1月頃～令和4年3月頃 |

11 説明会・現地見学会

説明会・現地見学会を以下のとおり実施いたします。

① 金公園地下駐車場の説明会

- ・開催日時：令和3年7月20日（火） 14時
- ・会場：岐阜市文化センター・第2会議室
（岐阜市金町5丁目7番地2）

② 駅西駐車場、シティ・タワー43地下駐車場の説明会

- ・開催日時：令和3年7月21日（水） 14時
- ・会場：駅西駐車場・予備室
（岐阜市橋本町2丁目16番地）

※ 参加を希望される方は、令和3年7月13日（火）までに下記「13 問い合わせ先及び書類の提出先」まで、ご連絡ください。（希望者がいない場合には、説明会・現地見学会は開催しません。）

当日は、本募集要項等関係資料を持参の上、集合時間までに受付を済ませてください。

1.2 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ、または市役所庁舎15階都市建設部都市計画課で書類を入手し、都市計画課まで持参いただくか又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください。（提出期間内必着）

申請書の受付期間は、令和3年7月28日（水）～令和3年8月27日（金）までとし、応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

ただし、正本1部、副本8部を提出していただきます。なお、必ず所定の様式を使用し作成するとともに、申請書類は一部につき50枚以内にまとめてください。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和3年7月28日（水）～令和3年8月6日（金）までとし、質問票（別紙様式）を郵送、FAX又はE-Mail（toshi@city.gifu.gifu.jp）にて送付してください。電話等口頭での回答はいたしません。

質問及び回答は岐阜市ホームページ及び都市建設部都市計画課で公表します。

(4) 応募に関する留意事項

①働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1.3 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所 都市建設部 都市計画課 施設・駐車場係(担当:河合、村瀬、眞鍋)

〒500-8701 岐阜市司町40番地1(庁舎15階)

電話:058-214-2380(直通番号)

FAX:058-214-2381

E-mail:toshi@city.gifu.gifu.jp

資料3「積算内訳」

◆収支予算立案のための参考経費

収支予算立案のために、市が想定している事業費の内訳を提示します。

金公園地下駐車場

項目		主な用途	経費（千円）	摘要
事業費	光熱水費	電気、ガス、上下水道、燃料費等	4,174	
	消耗品費	消耗品、備品、印刷製本、修繕費等	662	
	役務費	通信運搬費、保険料、手数料等	400	
	委託費	維持管理経費等	4,992 (5,361)	()建物調査が 必要な年度
	借料損料費	各種機器リース料及び共益費	150	
	その他	旅費交通費、雑費、負担金等、 及びビル共益費負担金	0	

駅西駐車場及びシティ・タワー43地下駐車場

項目		主な用途	経費（千円）		摘要
			駅西駐車場	シティ・タワー 43地下駐車場	
事業費	光熱水費	電気、ガス、上下水道、燃料費等	15,295	3,151	
	消耗品費	消耗品、備品、印刷製本、修繕費等	2,822 (2,832 ^{※1}) (2,862 ^{※2})	314	※1AED/パット 交換年度 ※2AED/パッテ リー交換年度
	役務費	通信運搬費、保険料、手数料等	641	93	
	委託費	維持管理経費等	12,996 (13,796)	1,961	()建物調査が 必要な年度
	借料損料費	各種機器リース料及び共益費	187	27	
	その他	旅費交通費、雑費、負担金等、 及びビル共益費負担金	0	6,141	※3

※3 旅費交通費、雑費、負担金等、及びビル共益費負担金のうち、シティ・タワー43地下駐車場については、「岐阜シティ・タワー43ビル 共益費」が必要となります。

<参考資料>

岐阜市自動車駐車場（岐阜市〇〇〇駐車場）の管理運営に関する協定書（参考）

岐阜市（以下「市」という。）と△△△△△（以下「指定管理者」という。）とは、岐阜市自動車駐車場（岐阜市〇〇〇駐車場）（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市駐車場条例（昭和43年岐阜市条例第9号。以下「条例」という。）第3条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定期間）

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

（会計区分）

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年次毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

（管理業務）

第4条 指定管理者は、条例第5条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

- (1) 施設の管理に関する業務
 - (2) 駐車場の供用及び制限に関する業務
 - (3) 駐車場の駐車料金の徴収及び減免に関する業務
 - (4) 前3号に掲げる業務のほか、駐車場の管理上又は駐車場の設置の目的を達成するため甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。
- 3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

（管理業務の実施）

第5条 指定管理者は、本協定、条例及び関係法令等のほか、募集要項等及び事業計画書等に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、募集要項等及び事業計画書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、事業計画書等の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書等にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書等に示された水準によるものとする。

（管理業務の変更）

第6条 市または指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第4条及び第5条で定めた管理業務の内容の変更を求めることができる。

- 2 市または指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲または業務実施条件の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（駐車料金の徴収）

第7条 指定管理者は、毎日の駐車料金の徴収を行い、収納日の翌日（その日が金融機関の休業

にあるときは、その休業日の翌日)までに岐阜市指定金融機関または岐阜市収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(駐車料金の減免)

第8条 指定管理者は条例に定めるもののほか、市が指示するものについて、駐車料金の減免を行わなくてはならない。

2 前項の場合において、指定管理者は市の指示に従い報告を行わなくてはならない。

(開業準備)

第9条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 指定管理者は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 市は、指定管理者から前項の申し出を受けた場合、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(管理物件)

第10条 指定管理者が管理する施設及び物品等(以下「管理物件」という。)の対象は、市が別に提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、指定管理者に無償で使用させるものとする。

2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。

3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。

5 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。

6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

7 市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は市の所属に帰するものとする。

8 指定管理者は、市の所有に属する物品の取り扱いについては、岐阜市会計規則(昭和39年岐阜市規則第12号)及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた公有財産台帳及び備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。

9 指定管理者は、第1項に定めるもののほか、指定管理者は、自己の費用で任意により物品を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

10 指定管理者は、施設の運営に支障をきたさぬよう、消耗品を自己の費用により、適宜購入または調達しなければならない。

11 管理施設の修繕等については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む)以上のものについては市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(リース物件の取扱い)

第11条 リース契約中の物件について、指定管理者は、その契約及び覚書を引き継ぎ、その物件を使用するものとする。なお、リース期間終了後について、市と協議し、指定管理者は再リース契約を行い、その物件を使用することができる。

2 指定管理者はリース契約と覚書の内容やリース物件を変更しようとするときには、市の承認

を受け、自己の費用で行なうものとする。その場合、指定管理者は、指定の期間が満了した時には、管理物件を原形復旧しなくてはならない。

(情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）の規定に準じて取り扱わなければならない。

- 2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）の規定に準じて取り扱わなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。
- 5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

(管理業務従事者等)

第13条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
- 3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第14条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行なうものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。なお、委託先は、岐阜市の登録業者及び岐阜市に主たる事務所を有することを原則とする。

(権利譲渡禁止)

第15条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第16条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

(リスク分担)

第17条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(非常時の対応)

第18条 指定管理者は、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合に

においては、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。

- 2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

(災害時の対応)

第19条 指定管理者は、施設の営業時間内に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示)の発令、または発令される前に施設利用者が滞留する場合や自主的避難者がいる場合は、速やかに市へ報告し、対応について市と協議しなければならない。

- 2 指定管理者は、市との協議により自主避難者等を受け入れる場合は、協力するものとする。
- 3 市は、自主避難者等を指定避難所等に受け入れるため、他の避難所等を開設し、自主避難者等を避難させるものとする。ただし、災害の状況により避難させることが困難な場合は、この限りではない。
- 4 市の指示により自主避難者等を受け入れた場合、指定管理者は施設内で発生した避難者及び物資に係る事故について責任を負わないものとする。
- 5 指定管理者が災害対応業務等で支出した費用については、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 6 市の遵守事項は下記のとおりとする。
 - (1) 市は、指定管理施設で混乱が生じないように連絡体制及び安全管理に万全を期すとともに、施設等に破損、減失等が生じないように十分配慮する。
 - (2) 市は、施設等が著しく破損し、または避難者等の受け入れが限界を超え、使用不能となった場合には、他の避難所の確保等に努めること。
 - (3) 市は、指定管理施設の避難所としての使用が長期にわたる等の理由により、指定管理者の通常業務に支障を来すおそれが生じた場合には、速やかに他の避難所の確保等に努めること。
 - (4) 市は、指定管理施設の避難所としての使用が終了したときは、責任をもって速やかに廃棄物の処理等を行うこと。

(事業計画書の提出)

第20条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年次の管理業務に係る事業計画書及びその経費(収入のある施設は「収支」)の明細を1月末までに市に提出し、市の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、経費(収入のある施設は「収支」)の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

(事業報告等)

第21条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況(点検、修繕、清掃、その他維持管理業務)
 - (2) 施設の利用状況(利用台数、障がい者等駐車料金減免等の台数)
 - (3) 駐車料金収入の実績
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況(点検、修繕、清掃、その他維持管理業務)
 - (2) 施設の利用状況(利用台数、障がい者等駐車料金減免等の台数)

- (3) 駐車料金収入の実績
 - (4) 管理経費等の収支状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。
- 5 指定管理者は、前項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、利用者の満足度調査を行なうためのモニタリング調査を実施し、市に対しその結果を速やかに報告しなければならない。なお、その結果を広報等で公表することがある。

(指定の取消し等)

第22条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った委託料（第4条の管理業務の実施に対する対価をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
 - (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
 - (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
 - (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合に、既に委託料が支払われているときは、市の指定する期日までに当該指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止に係る期間に対して支払われた委託料として市が計算して定める金額を市に返納しなければならない。
- 5 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。
- 6 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

(目的外使用)

第24条 指定管理者は、施設の設置目的又は用途以外に施設を使用することはできない。

- 2 市は、設置目的または用途を妨げない限度において施設を使用することや、目的が医師用の許可をすることがある。その場合、市は指定管理者にその使用方法、場所などを通知するものとする。

(文書の保存)

第25条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）に準じて保存しなければならない。

(重要事項の変更)

第26条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

(管理業務の引継)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は新たな指定管理者に市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

(委託料、支払い方法)

第28条 各年度の委託料の額は、次のとおりとする。

- 令和4年度 ○○,○○○,○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 令和5年度 ○○,○○○,○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 令和6年度 ○○,○○○,○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 令和7年度 ○○,○○○,○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 令和8年度 ○○,○○○,○○○円（消費税及び地方消費税を含む。）

- 2 指定管理者は請求書により、市に委託料を請求するものとする。
- 3 委託料の支払い方法は、前項の請求を受けてから起算して30日以内に、各年度の委託料を十二等分した額を、毎月支払うものとする。

(協定外の事項)

第29条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

岐阜市 代表者 岐阜市長 ○ ○ ○ ○

指定管理者 住所 ○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○○○
氏名 ○○○○

別記1 リスク分担

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			岐阜市	指定管理者
1	指定管理への円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等(岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等施設所有者の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

岐阜市金公園地下駐車場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市金公園地下駐車場で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市金公園地下駐車場
- (3) 供給設備 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 駐車場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
岐阜市金公園地下駐車場
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
- (5) 需給地点
岐阜市金公園地下駐車場：中部電力地中開閉器の負荷側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - カ 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。
平均力率は、単位を%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）
平均力率＝有効電力量／ $\sqrt{\{(有効電力量)^2+(無効電力量)^2\}} \times 100\%$
 - キ 燃料費調整単価は、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者が適用する単価とする。

- ク 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣が設定した単価とする。
- (2) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。したがって、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 電気料金の請求及び支払い
- ア 毎月の請求書送付先は別紙1のとおりとする。
- イ 請求の際には、請求書のほかに、施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること
- (4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

仕様書 別紙 1 供給設備一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	請求書送付先
1	岐阜市金公園地下駐車場	岐阜市金町五丁目 7 番地	非常用予備発電装置 180KVA	指定管理者

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

供給場所		岐阜市金公園地下駐車場	
住 所		岐阜市金町五丁目7番地	
契約電力		74kW	
供給年月		予定使用電力量 (kWh)	
		その他季	夏 季
令和2年	4月	16,000	
	5月	15,000	
	6月	15,000	
	7月		18,000
	8月		19,000
	9月		18,000
	10月	17,000	
	11月	17,000	
	12月	16,000	
	令和3年	1月	17,000
2月		14,000	
3月		16,000	
4月		16,000	
5月		15,000	
6月		15,000	
7月			18,000
8月			19,000
9月			18,000
10月		17,000	
11月		17,000	
12月		16,000	
令和4年		1月	17,000
	2月	14,000	
	3月	16,000	
小 計		286,000	110,000
合 計		396,000	

※ 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

岐阜市駅西駐車場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市駅西駐車場で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市駅西駐車場
- (3) 供給設備 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 駐車場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
岐阜市駅西駐車場
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
- (5) 需給地点
岐阜市駅西駐車場：中部電力地中開閉器の負荷側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - カ 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。
平均力率は、単位を%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）。
 - キ 燃料費調整単価は、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者が適用する単価とする。

- ク 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、経済産業大臣が設定した単価とする。
- (2) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。したがって、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 電気料金の請求及び支払い
- ア 毎月の請求書送付先は別紙1のとおりとする。
- イ 請求の際には、請求書のほかに、施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること
- (4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

仕様書 別紙 1 供給設備一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	請求書送付先
1	岐阜市駅西駐車場	岐阜市橋本町二丁目 16 番地	非常用予備発電装置 280KVA	指定管理者

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

供給場所		岐阜市駅西駐車場	
住 所		岐阜市橋本町二丁目 16 番地	
契約電力		1 6 0 kW	
供給年月		予定使用電力量 (kWh)	
		その他季	夏 季
令和 2 年	4 月	71,000	
	5 月	69,000	
	6 月	66,000	
	7 月		91,000
	8 月		89,000
	9 月		77,000
	1 0 月	77,000	
	1 1 月	70,000	
	1 2 月	74,000	
令和 3 年	1 月	75,000	
	2 月	66,000	
	3 月	73,000	
	4 月	71,000	
	5 月	69,000	
	6 月	66,000	
	7 月		91,000
	8 月		89,000
	9 月		77,000
	1 0 月	77,000	
	1 1 月	70,000	
	1 2 月	74,000	
令和 4 年	1 月	75,000	
	2 月	66,000	
	3 月	73,000	
小 計		1,282,000	514,000
合 計		1,796,000	

※ 契約電力が 500kW 未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は 100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

指定管理業務に係る特記仕様書

【労働関係法令等遵守に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。
- 2 指定管理者は、指定管理業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び下請代金支払遅延等防止法などの関係法令を遵守すること。

【公契約（指定管理者による公の施設の管理に関する協定を含む）に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、市及び事業者等が一体となって公契約に関する制度の適正な運用を図り、良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした岐阜市公契約条例を遵守すること。

【不当介入への対応に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は指定管理業務の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、市に報告しなければならない。

【障害者差別解消法への対応に関する留意事項】

- 第1 指定管理者は、利用者の利便性向上等の観点から、障がいのある人に対し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」第11条第1項に規定する指針に基づき対応すること。また、指定管理者が提供すべき合理的配慮については、岐阜市と指定管理者の間で大きな差異が生じないように努めること。

【個人情報の取扱いに関する留意事項】

（基本的事項）

- 第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理者としての業務（以下「指定管理業務」という。）を実施するに当たっては、岐阜市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

- 第2 指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなけ

ればならない。

(責任者等の届出)

- 第3 指定管理者は、指定管理業務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。
- 2 指定管理者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 指定管理者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 指定管理者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあつては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により市に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

(教育及び研修の実施)

- 第4 指定管理者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他指定管理者として行う業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取得の制限)

- 第5 指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

- 第6 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

- 第7 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 指定管理者は、市が承諾した場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

(廃棄等)

- 第8 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

- 第9 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。指定管理業務が終了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 指定管理者は、指定管理業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、市の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

- 第11 指定管理者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこ

となど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第12 指定管理者は、指定管理業務を処理するために、市から提供を受け、又は指定管理者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定管理業務が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告)

第13 指定管理者は、指定管理業務の履行について、市に定期的に報告しなければならない。

2 指定管理者は、指定管理業務に係る協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第14 指定管理者は、指定管理業務を再委託してはならない。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、再委託の相手方に指定管理業務に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、指定管理者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、市に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 指定管理者は、市の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、市に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15 指定管理者は、指定管理業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

2 指定管理者は、派遣労働者に指定管理業務に関する一切の義務を遵守させるとともに、指定管理者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、市に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

第16 市は、指定管理者が指定管理業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、指定管理者に報告を求め、又は指定管理者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

第17 市は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、指定管理者及び再委託先（再々委託先を含む。）の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

第18 市は、指定管理者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、指定管理者としての指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止することができる。

2 指定管理者は、前項の規定に基づく指定の取消し及び業務の停止により損害を被った場合においても、市にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19 指定管理者は、指定管理業務において、本特記仕様書の定めに反した取扱いにより市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。